

令和3年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(大平地域)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
1	富田第1	<p>【さくら通りの桜の剪定及び自治会所有地の樹木剪定・伐採補助】 さくら通りの桜は毎年楽しませていただいておりますが、枝が伸び標識や信号が認識しにくい、強風・寿命などにより枝が折れ道路に散乱、枝の落下による被害が想定されます。 定期的な見直しや剪定を要望いたします。</p> <p>また自治会所有地にある樹木についても同様なことが推定できますが、費用などの補助に関して制度などがあれば教えていただきたい。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2773】 さくら通りの「さくら」は、近年、特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の被害により、枯れ枝等の危険な枝が増えている状況であります。 現状を確認しておりますので、危険な枝については、引き続き剪定を行ってまいります。</p> <p>【大平地域づくり推進課:TEL 43-9205】 自治会所有地にある樹木剪定・伐採の費用の補助制度はありませんが、クビアカツヤカミキリ被害木につきましては、伐採等にかかる費用の一部に補助金を活用いただけます。主にモモ、スモモ、ウメ、サクラに被害が多いとのことですので、該当する樹木と思われる場合には環境課(21-2420)にご相談ください。 また、自治会の清掃活動で出たごみ(木枝を含む。)は、少量であればごみステーションに出すことができます。大量にある場合は市で回収することもできますのでクリーン推進課(31-2447)までご相談ください。なお、木枝をごみとして出す際には、太さ10cm以下、長さ60cm以下に切って束ねて出してください。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:道路河川維持課:TEL 21-2773] [担当課:大平地域づくり推進課:TEL 43-9205]</p>
2		<p>【星の宮神社側道の進入禁止案内(標識)について】 さくら通り東武日光線線路近くの星の宮神社側道の進入について、現在は大平中方面からは右折禁止、ヨークベニマル方面からは左折禁止の案内(標識)が設置されていますが、未だに侵入されるケースが有り歩道を通行する方々の安全が損なわれています。 案内(標識)が分かりにくいので進入されるのか、認識して進入されるのか定かではありませんが、案内(標識)の改善及び定期的な指導(取締)啓蒙をお願いいたします。</p>	<p>【交通防犯課:TEL 21-2151、2152】 【大平地域づくり推進課:TEL 43-9205】 ご要望の箇所につきましては栃木警察署に確認したところ、規制標識もあり、終日、指定方向外進行禁止となっていることから、規制標識の改善は難しいとの見解でした。 市としては、今後も引き続き警察に対し、取締り等の要望を伝えるとともに、更なる注意喚起の看板設置について検討します。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:交通防犯課:TEL 21-2151、2152] [担当課:大平地域づくり推進課:TEL 43-9205]</p>
3	富田第3	<p>【外国人居住者の生活規範について】 ・新大平下駅西口広場周辺において夜間、飲酒・騒音発生・ゴミ投げ捨て等 ・大平郵便局における決まった期日の混雑(言語の問題で手続きが滞る) ・交通ルールを守らない自転車通行 以上の点について、地域住民より苦情を受けるケースがあります。</p> <p>「技能実習生」受入にあたり企業側に徹底した教育・研修等の実施と生活管理を行政機関から要請してもらえないでしょうか。</p>	<p>【商工振興課:TEL 21-2371】 栃木市内とりわけ大平地域には、技能実習生を含めた外国籍の方が多く居住しております。 市としましては、市内の製造業を中心とした企業連絡協議会会員企業に、受け入れている技能実習生に対して生活規範の注意喚起を行っていただくための通知等の発送を検討しております。 また、栃木市にあります外国人労働者技能実習制度監理団体(協同組合)に対しても同様の通知を発送するなど対応に努めてまいります。</p>	<p>【担当課:商工振興課:TEL 21-2371】 交通ルールをはじめとする法令の遵守や生活マナーの向上、新型コロナウイルス感染症の予防を徹底するよう外国人労働者に対して指導していただくための依頼通知や、市クリーン推進課が作成しているごみアプリの周知チラシ(多言語版)等を市内企業や技能実習生監理団体宛てに送付することで、生活規範改善の要請を図りました。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
4	富田第4	<p>【自治会公民館の建て替え時の補助金制度について】 地域の公民館建て替えのことで、聞きたいのですが、国・県・市からの補助金とは、どのようなものがあるのか教えてください。</p>	<p>【 地域政策課:TEL 24-0352 】 【 大平地域づくり推進課:TEL 43-5231 】 はじめに、「栃木市自治会公民館建築費等補助金」についてご案内します。この補助金は、自治会において、新築、改築、増築、改修又は補修に要する工事費の一部を補助するものです。 補助の金額ですが、新築等に係る200万円以上の建築工事費の10分の3以内の額で上限が300万円となります。 申請につきましては随時受付しておりますが、補助金の交付を受けようとする自治会におかれましては、予算編成の都合上、事業の計画段階でご相談くださいますようお願い申し上げます。 また、この補助金の交付を受けた自治会公民館につきましては、再度この補助金の交付を受けようとする場合、交付を受けた日から20年を経過しなければなりません。 続いて、「コミュニティセンター助成事業」についてご案内します。 この助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの収益を財源として募集しており、自治会公民館を含むコミュニティ施設の建て替えや大規模改修が助成の対象となります。 こちらの助成事業については、毎年度募集があるかどうかも含め確約されていない部分がありますが、例年の助成金額は、建築工事費等の5分の3以内の額で上限が1,500万円、募集時期は8月下旬から10月中旬になります。 また、県を通して申し込む形になりますので、申し込んでも必ず採択されるとは限りません。 今年度の募集が届き次第、ホームページ等でお知らせしていきたいと考えておりますので、参考に情報提供させていただきます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:地域政策課:TEL 24-0352〕 〔担当課:大平地域づくり推進課:TEL 43-5231〕</p>
5	富田第4	<p>【消防団員の募集について】 栃木市消防団の募集では、なかなか思うようにならず、現団員に負担がかかっています。 地域により団員や自治会で探していると思いますが、各地域ではどのような形で団員を確保しているのか参考に教えてください。</p>	<p>【 消防総務課:TEL 23-3527 】 日頃より消防団活動についてご理解いただき、誠にありがとうございます。また、消防団員の確保についてもご尽力いただいていること、重ねて御礼申し上げます。 さて、消防団員の確保について苦慮されているとのことですが、少子高齢化の進む現代において、人員の確保は他地域においても苦勞されているのが現状です。 消防総務課では過去に市内の自治会長に対してアンケートを行いました。そこでは、自治会が消防団員の確保に関わっているところは大平地域で70%、市内全体でも50%あることがわかりました。 また、消防団員に対して行ったアンケートによると、入団動機としては、知人等からの勧誘、自治会推薦等があがっており、自治会推薦が入団動機である団員が多数いることもわかりました。これらにより、消防団の機能を維持するためには、自治会が大切な役割を果たしていることがわかります。 団員を対象に行ったアンケートの中では、約60%が自治会と連携して団員を確保することが望ましいと回答がありました。一般的に消防団員のみで勧誘活動を行う場合、有力な候補者の居住地把握は困難ですので、知人や友人に対して行うケースが大半を占めております。 消防団員からもこのような要望がありまので、可能であれば地元の消防団員と連携を図っていただき、団員確保を推進していただければと存じます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課:消防総務課:TEL 23-3527〕</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
6	下皆川第2	<p>【道路標識について】 下皆川地区内の住宅街の道路標識は標識工事後、十数年経過しているものと思います。 別紙のとおり、【注意】、【止まれ】、【停止線】の表示がほとんど見えません。 小中学生の通学路でもあり、國學院大學付属栃木高校の学生も自転車で通ります。 最近では、栃木地区方面から通勤時間帯(朝8時前後)にかけて北方向から南方向に多くの車が通行します。 30km制限も超えているように思われます。 事故等が発生しないように調査、確認の上、早急に対策してほしい。</p>	<p>【交通防犯課:TEL 21-2151、2152】 【大平地域づくり推進課:TEL 43-9205】 ご要望の道路標識等につきましては、現地を確認し、所管する栃木警察署に市としても更新の要望をしております。また、危険箇所については、注意喚起の看板を設置するなど交通安全啓発につとめてまいります。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2773】 ご要望の箇所につきましては、令和4年4月に停止指導線を設置いたします。 【担当課:大平地域づくり推進課:TEL 43-9205】 道路標識等(路面標示)につきましては、自治会からいただきました要望書を警察に提出いたしました。</p>
7	日立	<p>【防犯について】 栃木市全体的に道が狭かったり外灯も少なく、子供達が危険な場面があると思いますので、防犯カメラや外灯の設置を要請します。</p>	<p>【交通防犯課:TEL 21-2151、2152】 ご要望の防犯カメラにつきましては、地域の安全・安心は地域全体で取り組むことが極めて有効であることから、自治会が自主的に防犯カメラの設置を行った場合に設置に係る費用の一部補助(補助対象経費の4分の3以内の額で、1台につき上限が30万円)を行っておりますので、事前にご相談いただければと思います。 また、防犯灯につきましては、通学路や高齢者などの人通りが多い道路で、防犯上や交通安全上、必要な場合は自治会から申請をいただいております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:交通防犯課:TEL 21-2151、2152】</p>
8	中央町第1	<p>【中央町第1自治会ゴミステーションの件】 中央町第1自治会のゴミステーションにおいて、最近不法投棄が多くなっています。 不法投棄者のほとんどが、アパートに住む外国人(自治会非加入者)です。 原因の一つは、正しいゴミカレンダーが渡されていない、などがあります。 外国人に対し、正しいカレンダーの配布、外国語による分別方法等の作成等をご検討いただきたい。</p>	<p>【クリーン推進課:TEL 31-2447】 カレンダーの配布につきましては、正しいカレンダーが渡されていないということ、ご迷惑をおかけして大変申し訳ありませんでした。 中央町第1自治会は「大平東地区」のごみカレンダーとなりますが、窓口配布の際に、町名を確認したものの自治会名を確認せず、「富田自治会」及び「下皆川自治会」の区域に住んでいると思い込み、「大平西地区」のごみカレンダーを配布してしまいました。 窓口での配布につきましては、お住まいの自治会をよく確認してから正しいごみカレンダーを渡すように注意いたします。 今後、配布誤りを防ぐため、ごみカレンダーを作成する際は、中央町第1自治会は地番では「大平町富田4000番地の区域」及び「大平町下皆川2000番地の区域」で構成されていますので、その旨を表記し、市民の皆さまが使いやすいごみカレンダーの作成に心がけるほか、窓口該当自治会区域図を掲示するなど行ってまいります。 また、外国語版の「ごみの分け方・出し方」につきましては、現在、6言語で作成しておりますが、平成28年に作成してから5年が経過していますので、新しい「ごみの分け方・出し方」の作成を検討いたします。 なお、スマートフォン・タブレットで利用できるゴミ分別アプリ「さんあ〜る」及び市のホームページにつきましても、既に多言語化に対応しておりますので、これらの活用も併せてPRを行ってまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:クリーン推進課:TEL 31-2447】</p>
9	上牛久	<p>【上牛久公園前交差点への信号機設置の要望】 上牛久内の上牛久公園前の交差点(変則五差路)には現在歩行者用信号機が設置されています。 メディカルセンター開業と、道路拡張工事により朝晩の交通量は著しく増加しています。特に沼和田方面(東)から旧道への左折と、バイパス西からのメディカルセンターへの右折、そこに南からの車が重なり交差点南側は睨み合いが度々発生しています。 前回の要請では旧道の一方通行の思案提示が有り中断しましたが、南北両方からの車侵入が止まればバイパスからの車の流れと睨み合いが改善出来、同時に南北からの車飛込による事故減少が期待できます。 同様の交差点として栃木、大平バイパスの川連交差点が機能しています。以上により再検討を要望したい。</p>	<p>【交通防犯課:TEL 21-2151、2152】 【大平地域づくり推進課:TEL 43-9205】 ご要望の交差点への信号機設置につきましては、所管する栃木警察署に継続して要望をしているところであります。 市としては、更なる注意喚起の看板設置について検討します。</p>	<p>【担当課:大平地域づくり推進課:TEL 43-9205】 交差点付近に注意喚起の看板を増設いたしました。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
10		<p>【児童公園整備の営繕について】 上牛久自治会内には、児童公園が2か所ありますが、古くから利用している「牛久、上牛久公園」について伺います。 当公園では数年前ごろに点検と塗装等の営繕が実施されました。そこで、定期点検について、間隔と方法、範囲、記録、修繕の計画について伺いたい。 少子化により、利用者は減少していますが、ベンチが傷みだした時期、最近古い遊具等による事故を、ニュースで耳にします。早急に点検及び施策を要望したい。</p>	<p>【公園緑地課:TEL 21-2414】 公園の維持管理につきましては、職員による点検を年2回程度実施しており、公園内にある施設や遊具など全体的な確認を行っております。また、点検した状況を記録したうえで、老朽化した施設や遊具などの修繕(更新)につきましては、「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に実施しております。 「牛久、上牛久公園」に設置してありますブランコや滑り台などの遊具につきましては、老朽化しているものの直ちに使用を禁止するものではないと判断しておりますが、ベンチにつきましては、傷みが激しいため、今年度修繕を行う予定であります。 本市における公園数は300か所を超え、多くの施設や遊具で老朽化している状況でありますので、公園の規模や利用状況など考慮し、優先順位を設けながら対応することになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	<p>【担当課:公園緑地課:TEL 21-2414】 令和3年度において、牛久上牛久公園内の木製ベンチを樹脂製のものに改修いたしました。</p>
11		<p>【自治会管内接触事故防止】 蔵井公民館付近の徐行の標識が傷んでいる。新規交換を希望します。(過去にガードレール、ブロック塀に衝突した事例あり)</p> <p>・蔵井1057-3付近自治会管内の永野川に架かる諏訪橋の落橋により、下流の山下橋に通勤・通学者が増えており、県道に出る際、左側の樹木(垣根)で、死角になり、山下橋より下ってきた自転車に接触したなどの体験が寄せられている。 前年8月にカーブミラーの設置を要望したが、県道の歩道幅員が2メートル以上あり、設置基準に適合していないとのことにより、却下されたが、危険性が高いのは事実であり、なんらかの対策をお願いしたい。</p>	<p>【交通防犯課:TEL 21-2151、2152】 【大平地域づくり推進課:TEL 43-9205】 ご要望の徐行標識につきましては、所管する栃木警察署に更新の要望を伝えてまいります。 また、危険箇所については、注意喚起の看板を設置するなど交通安全啓発につとめてまいります。</p>	<p>【担当課:大平地域づくり推進課:TEL 43-9205】 古い徐行の標識を撤去し、新たに注意喚起の看板を設置いたしました。また、県道への接続部につきましては、自治会からの規制標識の設置要望書を警察に提出いたしました。</p>
12	蔵井	<p>【消防団員人材確保について】 消防団員の人員減少は全国的に問題になっているが、当自治会においても後任がなかなか見つからず、継続して在職していただいております。団員確保に苦勞しております。 消防団員活動は忙しい、体力が必要などの悪いイメージがあり、活動内容が十分に理解されていない。 そこで、消防団行事の紹介など活動内容が把握できるよう、PR動画等を作成し、入団しやすい環境を整えてみてはいかがなものか。</p>	<p>【消防総務課:TEL 23-3527】 日頃より消防団活動についてご理解いただき、誠にありがとうございます。また、消防団員の確保についてもご尽力いただいていること、重ねて御礼申し上げます。 さて、消防団員の確保について苦慮されているとのことですが、少子高齢化の進む現代において、人員の確保は他地域においても苦勞されているのが現状です。 消防団のPR動画については総務省が定期的な作成している「消防団員入団促進DVD」があります。このDVDについては消防団事務局において貸し出しを行っておりますので、是非ともご活用いただければと存じます。 また、事務局として、DVDの貸与だけでは市民に十分に周知できないと考えられますので、今後は市有施設等で上映する機会等を設けるよう活動してまいります。 その他の広報活動としまして、市ホームページ、広報誌、フェイスブック、FMくらら等を今後とも活用しPR活動をしていきますので今後ともよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:消防総務課:TEL 23-3527]</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
13	真弓中	<p>【2019年発生 of 台風19号被害に関する礒山地区の排水対策についての意見要望】</p> <p>2019年の台風19号では礒山地区で床下、床上浸水により甚大な被害を被った。</p> <p>永野川の堤防決壊に伴うもので、赤津川から越水し氾濫して礒山地区一帯が過去に例をみない災害となった。</p> <p>災害事後に対策として一体の低地に排水ポンプを1~2台設置し、内水氾濫を防ぐと回答を受けているが、疑問が残る。</p> <p>この様な台風氾濫が起きた場合、他の現場も必要になると思われる。それに見合った排水ポンプは用意できているのか？</p> <p>水位監視やポンプ設置は、何処の業者が担当するのか？</p> <p>設置はだれが判断するのか？設置までのおおよその所要時間は？</p> <p>これら一連の流れを工程表に作成して、関係する住民が納得行く説明を戴きたい。</p>	<p>【危機管理課:TEL 21-2551】</p> <p>令和2年7月3日付で真弓中地区から治水対策の要望があり、浸水対策として2台の排水ポンプによる排水作業を行う準備を進めており、設置場所につきましては、現地確認を行い地区内の低地を選定しました。</p> <p>排水ポンプの設置の他に、越水した新愛宕橋付近に大型土のうを設置する予定であります。</p> <p>排水ポンプの設置については、市が今後の降水量等を踏まえ、宇都宮地方気象台等から台風による影響がある旨言及されている情報があった場合に対応します。</p> <p>設置は栃木市建設業協同組合に依頼し、設置後は巡回による監視を行い、状況により稼働します。</p> <p>設置には4~5時間必要なことから、設置完了の5時間前までには設置の判断をします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:危機管理課:TEL 21-2551】</p>
14	真弓中	<p>【永野川(山下橋~永豊橋)付近への不法投棄防止の対策とお願い】</p> <p>永野川(山下橋~永豊橋)付近及び礒山櫻つつみふれあい公園付近の不法投棄が後を絶たない。</p> <p>近隣の住民から頻繁に苦情が寄せられる。</p> <p>例えば、燃えるゴミから不燃物、鉄製パイプ、自転車や布団類など多岐に渡る。片付け出来るものは処分している。</p> <p>不法投棄の注意喚起の掲示物は有るものの、掲示物が小さくて全く目立たない。又、枚数も少ない。</p> <p>定期的に行行政はパトロールしているのか？実施していれば頻度を教示願います。又、不法投棄の回収は実施しているのか？又、自治会のパトロールで不法投棄を発見した場合の連絡先を教えてください。</p>	<p>【クリーン推進課:TEL 31-3447】</p> <p>一級河川である永野川につきましては県の栃木土木事務所の管理となっており、その周辺の道路につきましては市の管理となっております。</p> <p>大平地域の永野川周辺につきましては、栃木土木事務所では河川の保全のため、毎週巡回を行っており、不法投棄を見つけた場合は回収しているとのこと。</p> <p>また、市でも不法投棄監視員による巡回パトロールを週2回行っており、発見した不法投棄物については、発見現場とその周辺を確認後に回収していますが、ごみの種類、大きさや発見箇所によってはすぐに回収できないものもありますのでご了承ください。</p> <p>不法投棄物を見つけた場合の連絡先につきましては、不法投棄物が「産業廃棄物」である場合は県の小山環境管理事務所(0285-22-4309)となり、不法投棄物が「生活ごみ」である場合は市のクリーン推進課(31-2447)にご連絡ください。</p> <p>なお、不法投棄禁止看板につきましては、クリーン推進課において無料で貸出しを行っていますので、ご利用ください。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:クリーン推進課:TEL 31-3447】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
15	北武井	<p>【巴波川支流(赤湊川)のポンプアップについて】 表題の件、近年の大雨被害を軽減するため、特に巴波川水位の上昇による周辺河川(赤湊川)の内水排除対策をお願いしてきました。直近のQ&Aは次のようになっています。</p> <p>◎平成29年度 Q1:ゲートポンプ方式が有効との回答だったが進捗は? A1:広域的な対策→上流における流量調整池の完成により流量制御ができてきた。 地域に特化した対策→北武井の排水路は水門機能が低下している。 短期的な対策→市、土地改良区、被害想定区域の地権者との話し合いの場をもつ</p> <p>◎令和元年度 令和元年7月2日独自に説明を受けた内容 1:排水機場による対策(ゲートポンプ方式) 国の補助事業(県単独事業)にて整備→申請者は土地改良区 2:国営かんがい排水事業による対策 2022~2023年にヒアリング実施→事業として認められれば現在の樋門をゲートポンプ式樋門に改修可能 3:排水路の変更 上流部に調整池の設置、1級河川巴波川に排水路の設置以上、対策には時間が必要</p> <p>いずれにしても条件が厳しくハードルが高い回答内容です。昨年の台風19号の際には産業振興課の配慮により工事中ポンプ設置の緊急対策をとっていただきましたが、流量によりポンプが流されて使用不能となりました。幸いにも冠水は免れたが、これによる水害被害は栃木市においても大変甚大なものでした。 異常気象の頻度はますます増加傾向にあり短期の連続降雨でさえも流域住民にとって、冠水及び浸水は生活破壊、人命に関わる喫緊の大問題です。</p> <p>大平町蔵井地内にあるようなゲートポンプ、もしくはもう少し簡易的なポンプの設置、また巴波川の定期的な浚渫と緊急排水体制の確立等、改めて巴波川支流(赤湊川)の内水排除対策の具現化を引き続き要望致します。</p>	<p>【治水対策室:TEL 21-2785】 【農林整備課:TEL 21-2279】</p> <p>当地区の浸水被害を軽減するためには、広域的な観点から、市や土地改良区など、あらゆる関係者が協力し合い流域治水を行うことが重要であると考えております。</p> <p>堰の管理については、堰の管理者が行うものとなっておりますが、河川整備を行う際には、河川管理者と堰の管理者により、治水、利水等の観点から、十分な協議を行い、進めているところです。</p> <p>当地区の排水対策につきましては、これまで赤湊川水路の嵩上げ工事や分水工事等を行ってまいりましたが、平成27年や令和元年のような特に大きな台風では内水の排除ができていないのが現状です。</p> <p>今後の進め方について県下都賀農業振興事務所と協議したところ、まず市で付近の洪水解析調査を行い、ゲートポンプ設置を含めどのような排水対策が有効であるかを調査し、その結果を踏まえて必要なハードの整備を行うことが最善であるとの結論に至りました。</p> <p>なお、ハードの整備までの間は引き続き栃木市建設業組合との災害協定により、仮設ポンプで緊急排水を行ってまいります。</p> <p>また、一級河川巴波川の浚渫につきましては、河川管理者であります県において、堤防や護岸、河川内の雑木、堆積土砂の状況などを河川パトロールによる河川巡視を行っており、市からも適正な維持管理をお願いしております。</p>	<p>【担当課:治水対策室:TEL 21-2785】 【担当課:農林整備課:TEL 21-2279】</p> <p>洪水解析調査につきましては、市内の溢水し易い地域の総合的な洪水対策を検討したうえで順次進めております。ハード整備までの間は、引き続き栃木市建設業組合との災害協定により、仮設ポンプで緊急排水を行います。</p>
16	北武井	<p>【通学路の安全柵設置のお願い】 小学校の通学路の安全対策の要望です。 北武井自治会在住の小学生が東小学校へ通う通学路のうち、巴波川にかかる寿橋について、一部歩道と車道との間に防護柵がなく、次の状況下において非常に危険です。</p> <p>1:大型車両が通った場合風圧により小学生が車道側に吸い込まれる可能性がある 2:東側から走る車両において、坂を上り、橋を渡った後下り坂に差し掛かるため、事前に通学児童等の視認がとりにくい 3:坂を下りきったところに信号機があるため急ブレーキになることも考えられる 4:田んぼ側にはネットがあって、車両との間に挟まれる危険もある 5:歩道幅も1メートルと一般的な歩道幅より狭くなっている 6:東小通学路危険地点第1位にカウントされている</p> <p>以前一部の通路に防護柵が設置されましたが途中で途切れており、安全な状態ではありません。</p> <p>大事に至る前に、至急防護柵の延伸を強くお願いいたします。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2773】</p> <p>ご要望の箇所については、大型車両の交通や、スピードの出ている車が多く見受けられることを確認しておりますので、速度抑制効果の路面表示等の設置により、安全の確保に努めてまいります。</p> <p>なお、防護柵の設置については、構造等の検討を行いながら対応してまいります。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2773】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、令和4年3月に防護柵(ガードパイプ)を設置いたしました。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
17	下高島	<p>【水害対策の強化について】</p> <p>① 巴波川の水量調節機能対策</p> <p>・当自治会においては、平成27年令和元年の二度にわたり、住宅の床上浸水による甚大な災害を被りました。一方においては、栃木市内の放水管による浸水等の低減化計画が進む中、下流域を含めた一体的治水管理が水害対策上必須であるにもかかわらず、特に各堰の管理調整を含めた巴波川全域の治水計画が示されておりません。さらに、放水管の運用開始にともなう急激な増水による下流域への洪水被害がより脅威になっています。このため、下流域各堰の運用管理者である土地改良区と連携した迅速な災害予防対策が急務でありますので、現場指導を含めた指示機能の強化を河川管理機関に要望します。</p> <p>また、鹿島堰についても設置後83年による経年劣化が著しく、安全対策等の管理面からも各施策を活用した自動転倒堰への全面改修について要望します。</p> <p>※補足：下高島下流の大川島堰は、水害予防対策としての堰外しを土地改良区へ毎年要望しているにもかかわらず実施に至ったことが皆無であり、宝蔵寺北側周辺の冠水が常態化しており、越水の危険性も増大化しているため</p> <p>② 排水機場による対策(ゲートポンプ方式)</p> <p>・感際橋北側樋門に至る水田等が低湿地であるため、車両が水没するなど冠水による洪水被害が甚大で、上流からの膨大な流入量に対しては、樋門からの巴波川への自然排水では対応できないため、各施策を活用した排水機場の設置を要望します。</p>	<p>【 農林整備課:TEL 21-2279 】</p> <p>① 巴波川の水量調節機能対策について</p> <p>巴波川下流域にある各々の堰については、管理者や緊急時の連絡体制、現場で行う内容を明確にし、台風接近時などの緊急時は迅速に対応する必要がありますので、機関と協議し管理体制を再度確認し合います。</p> <p>また、鹿島堰につきましては、大美間土地改良区に確認しましたところ、平成27年9月関東東北豪雨の復旧後に自動転倒堰への改修を栃木土木事務所に要望しましたが、巴波川は国のもとで管理しており、以前に作られた堰からの取水についてはやむを得ないが、今後利用者の都合で新たに構造物を作ること認められないとのことでした。堰の経年劣化に対して、どのような方法が取れるか河川管理機関と引き続き協議を行ってまいります。</p> <p>なお、亀の子堰(大川島堰)の改修は本年度から河川協議に入ります。</p> <p>② 排水機場による対策(ゲートポンプ方式)について</p> <p>感際橋北側樋門に至る水田等につきましては、低湿地で冠水による被害が甚大であります。現地を確認しましたところ、まず樋門手前の排水路の浚渫を行う必要があると考えられますので、大美間土地改良区に協議したところ、多面的機能交付金の団体により排水路の浚渫ができないか検討したい旨の回答を得ております。</p> <p>また、今後の進め方について県下都賀農業振興事務所と協議したところ、まず市で付近の洪水解析調査を行い、ゲートポンプ設置を含めどのような排水対策が適当か調査し、その結果を踏まえて必要なものを整備することが最善であるとの結論に至りましたので、引き続き調査と協議を行ってまいります。</p>	<p>【担当課：農林整備課:TEL 21-2279】</p> <p>①鹿島堰の改修につきましては、その後改めて栃木土木事務所と協議したところ、自動転倒堰への改修は可能であるとの回答をいただきました。栃木土木事務所では本年度から亀の子堰の改修について河川協議に入ったところでありますが、鹿島堰についても順次改修を行うよう要望いたしました。</p> <p>②多面的機能交付金の団体に排水路の浚渫を行ってもらうようお願いしましたところ、R4年度に実施する予定との回答をいただきました。</p>
18	下高島	<p>【ふれあいバス停留所の移転・増設化について】</p> <p>・現在のカシマヤ前停留所が、県道大平小山線に面した北関東油研(株)の北側に設置されていますが、居住地域から離れていて高齢者の移動負担も大きく、さらに交通量の増大による乗降時の危険性も懸念されるため、当自治会の南北に長い地形的状況下においては、旧県道を活用しての2か所設置を希望します。なお、2か所設置が難しい場合は、自治会公民館前へ移転していただきたくお願いします。</p>	<p>【 交通防犯課:TEL 21-2153】</p> <p>ふれあいバスは、通勤・通学での利用も想定しており、定時・定速性の確保が利便性の向上につながるため、幹線道路を中心に運行を行っております。</p> <p>また、高齢者等のバス停留所やバス停留所から目的地までの移動を考慮すると、自治会内の任意の位置にバス停留所を設置しても問題は解消されません。</p> <p>栃木市では、この問題を解消するため、自宅から目的地に行くことができるドア・ツー・ドア方式の蔵タクを運行しておりますので、蔵タクのご利用をお願いいたします。</p> <p>なお、ふれあいバス利用者の乗降時の安全確保については、運行事業者に対して安全教育の徹底を指導してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：交通防犯課:TEL 21-2153】</p>
19	中央町 2丁目	<p>【日立工場北側、桜並木及び道路清掃について】</p> <p>日立工場北側の桜並木、及び大平中学校南側の並木の枯れ枝や落ち葉、また桜が咲いた後の花びらや桜の実が道路両側に溜まり、排水や美観上、また落下した枯れ枝は交通(バイクや自転車)上危険です。状況を見た適切な管理、清掃をお願いします。</p>	<p>【 道路河川維持課:TEL 21-2773 】</p> <p>道路清掃については、道路パトロール等を行い、落ち葉や枯れ枝等の撤去を実施しております。</p> <p>また、道路の状況は、日々変化しますので、危険な落ち枝等を発見した場合は、早急に対応いたしますので、ご連絡をお願いします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：道路河川維持課:TEL 21-2773】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
20	中央町 2丁目	<p>【永野川堤防の除草について】</p> <p>中央町2丁目自治会では、永野川の右岸土手、川谷橋から諏訪橋の間約600mをクリーンデー及び河川愛護を兼ねて、年4回4、5、7、8月草刈りを実施しています。6月と9月に県で草刈りを実施していただいておりますが、当自治会も高齢化が進み自治会員の負担にもなっております。</p> <p>特に5月から9月にかけては、草の伸びも早くこまめに草刈りしないと、交通や衛生上(花粉や害虫)問題となります。</p> <p>出来ましたら、行政(県、もしくは市)で、8月上旬にもう1回除草をお願いできないでしょうか。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2773】</p> <p>ご要望の箇所については、河川管理用道路のため、管理者である県に確認したところ『堤防除草作業は、年に2回の実施を基本としています。(年に3回は行っていません)このため、2回目の除草する時期を調整する等検討していきます。』とのことでした。</p> <p>地元自治会の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:道路河川維持課:TEL 21-2773〕</p>
21	榎本荒町	<p>【永野川災害復旧工事による市道旧千部橋の廃橋に伴い、今後のう回路になる認定外道路の市道認定について】</p> <p>令和2年11月4日、栃木土木事務所整備一課による主要地方岩舟一小山線(通称 旧50号線)の一級河川永野川千部橋架け替えに伴う事業説明会に出席した自治会員の指摘が契機となり、質問をすることになりました。</p> <p>平成27年9月の関東・東北豪雨による水害で落橋、復旧した旧千部橋が今回の架け替え整備で廃橋、周辺3橋の統合(整備される旧国道50号千部橋に旧千部橋と歩道橋が統合)で整備後1橋となることから、地域住民の生活・通学路は廃橋する旧千部橋の手前から右折し北上する「う回路」となることとなります。自治会関係者がう回路低地の調査確認したところ、旧大平町では町道429号荒町西線であったものが、新生栃木市の市道認定路線に反映されず、現状は単なる認定外道路となっていることが判明しました。</p> <p>※関連する道路概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧大平町当時の町道概要 平成3年6月25日認定 町道429号 荒町西線 起点榎本949～終点榎本880 延長790メートル ・今般の栃木土木事務所説明の一級河川永野川橋梁統合により該当する「う回路」の表示 榎本1082-2より旧国道50号線に至る榎本1076までの約120メートル ・河川改修で統合され、廃橋で中断される市道は 22204号線 <p>地元自治会とすれば、榎本南西部の住民が日常的に使用する生活・通学道路であり、廃橋後は「う回路」経由で交通量の多い旧国道を右左折して使用することとなりますので、道路路側帯やカーブミラー等の交通安全施設の整備も必要となるため、旧町道と同様な経路で認定されますよう、県土木事務所当局の橋梁整備工事進捗と合わせ要望します。なお、市町合併に伴う調製時の市道認定漏れと思われる全市的な点検も含め、その調査結果に関心を持っていますので併せてお知らせ願えれば幸甚に存じます。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2403】</p> <p>ご質問の道路については、事前に自治会員の方から同様の質問をお受けし、過去の経緯を確認したところ、平成27年度に実施された栃木市道の再編業務の際に、合併前の各市町において認定された道路については、引き続き市道として認定することとなっていたものが、認定路線から外れていたことが判明いたしました。</p> <p>この路線については、栃木県栃木土木事務所の事業説明にもありましたとおり、旧千部橋の廃橋に伴い、市道路線を変更する予定ですので、その際に改めて市道認定すべく事務手続きを行っていきたくと考えております。</p> <p>なお、今後、同様なことがないか確認をいたしますが、しばらくお時間をいただきたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:道路河川維持課:TEL 21-2403〕</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
22	榎本荒町	<p>【市道 02105 号線、大字榎本より大平南小学校への児童徒歩通学路の速度制限変更の手続きの可否、並びに大平南中学校への自転車通学路とも交差している危険箇所等への「通学路スクールゾーン」表示の増設要望について】</p> <p>当該通学路については交通規制が午前7時から8時30分までの通学路時間帯に合わせ、「通学路スクールゾーン」の明示マーキングが市道 02105 号線、起・終点の路上に大きく記されています。また、電柱等への「通学路注意」看板も設置され、現在は40km 速度制限表示が路上に表示されています。スピード制限を安全上もっと低くとの自治会員より要望もありますので、速度制限の規定は公安委員会の規定とも思われますが、当該道路で30km への変更は可能でしょうか。可能であれば変更手続き等についてご教示願いたい。</p> <p>また、交通規制時間は、あわただしい早朝の通勤時間帯と重なり近隣住民の重要な生活道路でもあることから、一部見通しの悪い交差点で現況長い坂道もありながら、当該規制時間に路上に置かれたスクールゾーン横看板を横目に、多くの走行車両が見受けられます。</p> <p>春・秋の交通安全週間には教職員、子供育成会や自治会役員等による立哨街頭指導、さらには近隣の教員 OB の方が平日ボランティアで交通指導などをしていただいておりますが、安心安全な通学路とは思えない状況です。</p> <p>警察官や交通指導員などの立哨指導も考えられますが、スポット的ではなく日常であれば大きな効果が望めますが、当面の次善の策としてドライバーの方の目による注意喚起のため、交差点危険箇所に「通学路スクールゾーン」の表示箇所の増設をお願いしたく要望いたします。</p> <p>増設箇所は以下の2点となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道 02105 線、延命寺(川井住職)裏、坂道終点付近 ・市道 02105 線、赤津川との交差点手前付近 	<p>【 交通防犯課:TEL 21-2151、2152】</p> <p>ご要望の最高速度制限の変更につきましては、栃木警察署に確認したところ、40kmを30kmへ速度変更する時には、自治会からの要望書や地域住民の了承と併せて、道路管理者が道路の一部を隆起させ(ハンプ)通過する車両に振動を及ぼし、運転者に減速を促す構造物や視覚的效果によって障害物等に見せかけ、減速させるなど道路改良とセットで考えていく必要があるとのことです。</p> <p>【 道路河川維持課:TEL 21-2773 】</p> <p>ご要望の箇所については、通学路としての注意喚起の標示を関係部署と協議しながら対応してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:交通防犯課:TEL 21-2151、2152】</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2773】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、令和4年1月に学童注意の路面表示を設置いたしました。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
23	榎本上下	<p>【大平地区体育祭を、自治会力が極めて不均衡な自治会対抗の得点競技に替え、スポーツ著名人の招聘や楽しいレクによるフェス「市民スポーツのつどい」等に改編、昭和レトロの大運動会から、少子超高齢化で疲弊している自治会への負担軽減を図ってはいかがか。】</p> <p>令和元年台風19号水害、さらには昨年当初からのコロナ禍により休止を余儀なくされています大平地区体育祭は、「大平地区スポーツ協会」が主催で、市当局や市教育委員会が共催と思われませんが、運営補助金を交付し指導・助言の立場である市当局に、本年もコロナ禍で不透明な開催ですが、助力を願いたく質問します。</p> <p>戦後、数回の台風の天候不順中止等を挟み、令和元年までで61回の開催を経過した当該体育祭は、部落から自治会対抗となり、それぞれの時代に対応すべくチームを再編成したり、個人から団体競技等へ種目変更したりで平準化を図り現在に至っています。</p> <p>しかし、構造的な少子高齢化の波で、大平地区でも極端な自治会力の不均衡が生じていることや、趣味趣向の多様化もあり、今までの体育祭のあり方に制度疲労が生じているのではないのでしょうか。</p> <p>65歳以上の高齢化率・地区人口では、大字榎本地区は昨年43.1%・663名、「限界集落」に近づきつつあります。隣接の大字西水代は27.1%・1746名であり、大字新、大字西野田なども同様な低「高齢化率」や多人数で、しかも榎本地区は、ここ5年で人口10%減、それ以前からも継続的に人口減が続いていました。</p> <p>ご承知の通り全域市街化調整地区で小中学生の児童・生徒も激減、青壮年層の出場選手の確保も難しく、高齢化の著しい自治会役員では出場準備や自治会テントの設営も困難な状況ともなっています。</p> <p>この前兆は、榎本地区が平成24年に高齢化率30.7%・778名のころ、体育祭への榎本地区全戸自治会アンケートの結果、体育祭に参加反対が実に74%で、その結果を受け残念ながら榎本チームが欠場したところから萌芽していたものと考えられます。</p> <p>今後、得点を競う自治会対抗でなく、スポーツへの関心を高めるためのスポーツ著名人の招聘や世代を超えた参加者がレク的なスポーツに親しみ、さらには実施時間を短縮した「市民スポーツのつどい」等に改編を考慮してはいかがかでしょうか。前例に倣い、再確認のため榎本地区3自治会215戸のアンケート実施を準備中です。</p> <p>【当日再質問】</p> <p>例年10月中旬に開催されます、自治会対抗の運動会についてですが、榎本地区については、65歳以上が半数に近づき、限界集落に近い。さらには年々人口減で、出場選手の確保や自治会役員をお迎えする準備に困っている。平成23年、24年の2回、全戸アンケートをとってみました。圧倒的多数で不参加の意思が示されました。それからは不参加や全種目でなくスポット的に参加した時もありましたが、現在に至っております。</p> <p>スポーツ大会というのは、やると盛り上がりやすく、街づくりには必要不可欠だと思いますが、自治会の力関係が如実に出る。自治会対抗を撤廃し、自治会役員に負担を掛けたくない、新たなスポーツイベントを考えてほしいという要望でしたが、回答によりますと、昭和平成時代からの進行改変等の効果だけで、根本的な自治会対抗の基本はそのままのようなので、役員会を開催するか、三回目の全戸アンケートをもう一度とって、再確認するか、私どもの意思決定をこれからしたいと思っているのですが、出来れば、自治会対抗形式の可否をもう一度お聞かせください。</p>	<p>【大平地域づくり推進課:TEL 44-0766】</p> <p>大平地区スポーツ協会主催の大平地区体育祭につきましては、スポーツでのふれあいを通して、健康づくりや世代間、自治会間の交流による地域の一体感醸成の場として開催させていただいております。開催に当たり、地区役員の皆様、高齢化や人口減少により、チーム編成や準備に大変苦慮されていることは認識しており、皆様のご尽力により体育祭を開催させていただいておりますことに感謝を申し上げます。</p> <p>これまでも、いただいたご意見を踏まえ、種目や年齢制限などを変更してまいりましたが、各自治会の事情も様々であり、すべてのご要望にお応えできていないのが実情であります。開催に当たり、少子高齢化の状況を踏まえ、年齢差のない少人数でできる競技の実施や、あるいはご意見にもあるように一部は競技ではなくレクリエーションとして開催するなどの検討は必要であると思っております。地域の体育祭については、各地域で同様の課題を抱えていますことから、他地域の競技種目や運営方法などを参考に、工夫を凝らしていきたいと考えています。</p> <p>今後も、大平地区住民が集う貴重な交流イベントとして継続できるよう、引き続き検討しながら、できるだけ多くの市民の方が楽しんで参加できる開催を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。</p> <p>【地域振興部長】</p> <p>例えば、大平地域を南北に分けてチームを構成し、運動会を行うなど、参加者の負担を軽減しつつ継続していく方法は色々あると思いますので、地区の役員の方々と検討する機会をつくり、解決策を見出していきたいと考えております。</p> <p>コロナ禍の状況の中で、スポーツ大会の実施の可否については、大平地域では、役員の皆様と協議しておりますが、現状の感染状況を見据え、今回は開催を見合わせたほうがいいのではという意見に、今のところはなっており、今月中には結論を出してお知らせする予定であります。</p> <p>しかしながら、競技の種類によっては、他者との接触の機会が避けられない場面があります。その際、消毒をどうするかなど、コロナ禍の後のスポーツ大会のありかたについて、担当者レベルでは協議しておりますが、課題が山積している状況でございます。</p> <p>スポーツにより、結束力を高め、自治会に馴染んでいくといった観点から、こういったイベントの必要性については強く感じておりますので、今後の課題として、ご提案お預かりさせていただきたいとおもいます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:大平地域づくり推進課:TEL 44-0766】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
24	榎本上下	<p>【生活困窮者が憲法で保障されている最後のセーフティネットといわれる生活保護費受給世帯へ、「個人情報保護法」の兼ね合いもあり、公費で自治会費相当額の支出ができないかを考慮願いたい。】</p> <p>榎本地区は昨年度の65歳以上の高齢化率は実に43.1%、大平地区では最高率、また、民生委員さん調査による昨年度の65歳以上の夫婦や独居の世帯は、215戸中79戸、36.7%であり、人口減も相まって、協働・共助の自治会運営にも困難が生じる、いわゆる「限界集落」に近づきつつあるのが現状であります。</p> <p>さて、榎本地区3自治会では、会員の皆様より年間7,000円の自治会費を現在いただいております、自治会諸活動の源泉である自治会費の集金に当たって生活困窮者、特に生活保護費受給者世帯への配慮として、会計規則等に減免の規定を明示してはとの自治会員からの要望もありますが、以下のような課題に直面し明文化で減免には至っていません。規則案として「生保受給世帯は自治会長宛に減免申請書の提出を」のような文面が考えられますが、平成29年5月末より施行された「改正個人情報保護法」は、自治会も取扱事業者として適用されますので、受給世帯へのいわれなき差別、偏見助長を防ぎ、個人情報保護の面で要配慮個人情報に準じると考えられ、配慮を要することから、自治会役員が年々交代する等で個人情報保護に遺漏が生じ、故意の場合は懲役刑を含む罰則適用、過失であっても民事賠償等が自治会に課されることも考えられます。</p> <p>自治会は、その目的に賛同する者の任意加入によって成立される任意団体ですが、会員には会費の納入が義務付けられており、いわゆる「ムラ社会」では、地域への密接な結びつきで加入することが日常の生活上必要不可欠な団体でもあります。</p> <p>また、年度当初に集金していただく各班長さんには大変ご苦勞をおかけしているのが現実で、生保受給世帯であることを第三者に知られることなく、本人の尊厳を守りつつスムーズな自治会費集金のためにも、生保「生活扶助費」の一部として自治会費相当額を上積み、その後自治会領収書の提示を条件に公費で賄うことにより、高齢者世帯がいったん生保受給となると生涯継続する恐れをメディアも報じていることから、市当局の特段の配慮方を要望するものです。</p>	<p>【 福祉総務課:TEL 21-2211 】</p> <p>日本国憲法第25条において、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められており、国が最低限度の生活を保障しており、最低限度の生活を維持することができない人に対し手助けする制度が生活保護制度であります。</p> <p>自治会費相当額を生活扶助費に上積することにつきまして、栃木県に確認しましたが、現行の生活保護制度上、対応できないとのことでありました。</p> <p>今後、生活保護制度が改正され、自治会費の支払について対応できるようになった際は、お知らせいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：福祉総務課：TEL 21-2211】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
		<p>【当日再質問】 ご回答は県当局の受け売りのみが、短い文章で記されています。 様々な経過で生活保護受給に行きついた方への社会的差別のまなざしは身分的差別と同様、厳しいものがあるというのは、たぶんご存じかと思いますが、これでは対話になりません。 質問書にありますとおり、自治会としては、何らかの方法で、会費免除の手続きを行い生保受給者に温かい手を差し伸べようとしているものですが、守秘義務等の壁があり、客観的に第三者には受給の実態がまったくわかりません。また、本人より仮に受給証明をいただいたとして、改正個人情報保護法が全面施行され、新たに任意団体の自治会もこの法の適用となることから、法に沿った取扱いが求められることは、市の方でもご存知かと思えます。 この保護条例はどの自治会にとっても、大変大きな責務が課せられており、年々交代する私ども役員組織では守秘義務の励行には自信がまったくありません。このための軽減策として、公費負担の要望でしたが、今後も困窮世帯もしくは生保受給世帯を考える方の新規入居がおそらく続くのではないかと考えられます。 そこで、今後の参考にお聞きしたいのですが、生保担当者の方に、個人情報保護条例に触れない範囲で結構ですので、栃木市関連、もしくは大平班内の受給世帯の戸数をお尋ねしたい。 さらに、市長にお願いしたいのは、いわゆる困習に基づく、自治会未加入者への云われなき誹謗中傷などに接する機会が過去にあったかどうか、いまさらながらですが、自治会による共存の大切さなど、大まかな感想で結構ですので、生保担当者による回答と市長の感想とをお聞きしたい。</p>	<p>【保健福祉部長】 生活保護受給世帯に対しての、生活扶助費に自治会費相当分を上乗せするのは、制度上、難しい状況でございます。生活保護の生活扶助費については、生活ができる最低限の保障ということになっており、世帯人数に応じた生活扶助費が支給されます。 基本的には、自治会費などの負担も含めたうえでの、国の基準額となっておりますので、生活保護の生活扶助費に上乗せすることは難しいことを、何卒ご理解をいただきたいと思っております。 生活保護の世帯数については、令和3年6月1日現在の数字となりますが、市内では1145世帯、そのうち大平地区につきましては133世帯となります。人数といたしましては、市内では1393人、そのうちの大平地域につきましては230人ということになっております。</p> <p>【市長】 困習によって自治会に加入できないといった事案は把握しておらず、ご相談を受けたこともありませんが、自治会費につきましては、生活保護受給者のみならず、単身世帯や、高齢者世帯などの増加により、今、自治会の中で色々な問題が出てきていると感じております。 自治会費の徴収の仕方や年間の会費などは、それぞれの自治会によっても異なりますが、生活保護受給者世帯では、自治会費を納められないから、自治会に加入しないというお話も聞いております。 しかしながら、自治会に未加入の場合、地域とのつながりが出来ていない恐れがあり、災害時にお互いの状況が把握できず、助け合うことが難しいなどの問題が生じる可能性がありますので、できれば自治会には抜けないでいただきたい。 社会情勢により、これから自治会費が負担になってくるといふ世帯も、おそらく増えてくると考えます。やはり、困っている方に対しては自治会が相談に応じ、受け入れる方法を検討することで、会員として地域の中で一緒にやっていく方法が見いだせるのではないかと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：福祉総務課：TEL 21-2211】</p>
25	榎本旭	<p>【昨年度廃園となった大平南第2保育園の跡地利用計画と、隣接する榎本児童公園の整備による安全な利用と管理について】 当保育園は昭和52年度の開園から、本年3月末で44年の歴史に幕を閉じました。著しい老朽化と永野川に沿った地形で水害危険箇所が主要因とされています。今後の跡地利用につきまして聞き及ぶところでは令和4年度以降に取り壊し更地化することですが、河川堤防保護の面で構築物にも制約のある立地で、さらには民地の混在もあり放置財産になる恐れから、環境保持の面からも今後の利活用に向け計画等がありましたらお知らせ願いたい。 また、隣接の児童公園は園児の活用の役割も保育園の廃園で終わり、人の目が届きづらい集落から離れた孤立地であり、同じく永野川に沿った地形から、幼児や児童などが堤防を越えて河川立ち入りも考えられ、安全安心面や防犯上の課題もあると考えられます。 さらに、人権擁護や啓発の県内先駆的功労者である「河田廣治」翁の胸像も、園内堤防近くに設置されていることから早急な可視化のため公園周囲の立木整理や堤防沿いへのフェンス設置が望まれています。 現在、榎本地区3自治会長輪番で見回り、落ち葉拾いなどの管理を担当していますが、役員の高齢化に対応して市シルバー人材センターなどへの完全再委託も考慮中で、数年前より一部除草剤散布などは機械動噴で市シルバー人材センターに委託して実施、市よりは年間25,000円の管理費をいただいておりますが、それだけで年々自治会費からの持ち出しとなつておりますので、今後の自治会管理面への助成増も含め、市行政としての対応もお知らせ願いたい。</p>	<p>【 保育課：TEL 21-2702 】 ・大平南第2保育園の跡地利用について 大平南第2保育園については、ご承知の通り令和3年3月31日をもって閉園し、令和4年度中に解体工事を完了する予定であります。 園舎等解体後の跡地については、ご指摘のとおり種々の制約や課題があり、民間等の庁外の団体等へ貸し出すことが難しいことから、現在庁内において跡地の利用について調整中であります。 また跡地が放置され、周辺環境を害する恐れがあることのご懸念ですが、跡地につきましては引き続き保育課が所管いたしますので、周辺環境を害することがないように除草作業等を適切に実施し、環境美化に努めてまいります。</p> <p>【 公園緑地課：TEL 21-2414 】 ・榎本公園における安全な利用と管理について 榎本公園は、永野川の堤防よりも低いところにあり、敷地の一部は河川保全区域内であることから、堤防沿いへのフェンス(工作物)設置は難しいものと考えておりますが、安全対策として注意喚起の看板などの設置について検討してまいります。さらに、公園内立木の伐採や剪定などを行い、遠くからでも公園の状況が分かるよう可視化を図ってまいります。その際は、地元自治会のご意見を頂戴しながら対応いたします。 また、現在は地元自治会に公園の維持管理をお願いしておりますが、高齢化や人手不足などの課題もあると思っておりますので、今後の対応につきましては、地元自治会と調整させていただきます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：保育課：TEL 21-2702】</p> <p>【担当課：公園緑地課：TEL 21-2414】 令和3年度に、胸像周辺を中心に、植栽の伐採・剪定を実施いたしました。また、西側に杭とロープで簡易柵を設置いたしました。 なお、設置後に地元自治会の方に現地確認をいただいております。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
		<p>【当日再質問】</p> <p>一昨年の水害時にも現地が越水し、堤防決壊の恐れもある危険箇所でもありますが、堤防沿いへのフェンス等の安全柵の設置も河川法による保全区域なので難しいのではと回答がなされていました。さらに人権擁護の先駆者、河田廣治翁胸像も堤防沿いに設置されておりますが、回答ではまったく触れておりませんので、今後が心配であります。保育園廃屋は4年度解体撤去との事ですが、益々人の目の届かない、人里離れた孤立した児童公園となり、その件を含めた安全対策が急務と考えております。</p> <p>私どもにとっては、人権ないし部落差別解消のシンボリックな当地でありますので、今後回答を全自治会に周知する観点からも、再度明確な回答をお願いしたいと思います。これは、公園担当と人権関係の担当者にご回答をお願いしたいと思います。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>フェンスの設置につきましては、やはり難しい状況です。安全対策として看板などの設置は検討しておりますが、実際に、危険を感じているとこのことですので、手前にある木を切るなどの対策も含め、考えてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>【生活環境部長】</p> <p>胸像については、設置された経緯等について碑文に記載がございまして、栃木県の解放運動の先駆者としての功績等を顕彰するということで設置されたと書いてございました。今後、この胸像をどうするかということですが、現在周りの木が非常に繁茂しておりまして、みづらい状態になっているというのは確認させていただきました。</p> <p>また、胸像の設置は、児童公園の方から地元の方を見守るという意味を含めて、その方向に向かって建っているとお聞きしているところですが、そうであれば、引き続きあの場所に設置されていくものと考えてはおります。周りの樹木等については、適時公園管理の中で、適切に対応していくこととなります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：保育課：TEL 21-2702〕</p> <p>【担当課：公園緑地課：TEL 21-2414】</p> <p>令和3年度に、胸像周辺を中心に、植栽の伐採・剪定を実施いたしました。また、西側に杭とロープで簡易柵を設置いたしました。</p> <p>なお、設置後に地元自治会の方に現地確認をいただいております。</p>
26	西水代上第2	<p>【県道蛭沼線歩道部の整備について】</p> <p>西水代のとりせんさん、西野田のヤオハンさんの間、私たちの生活道路です。朝晩は学生さんの通学で昼間は買い物をする人たちが多く使用しています。現状は側溝とアスファルト部の劣化で段差ができています。自転車はハンドルを取られます。車道は舗装されても歩道部は傷んだままです。危険です。</p> <p>小学生、中学生、年寄りの方も多く通る歩道ですので、路面を平らにできないか、現状を確認して検討をお願いします。</p> <p>追伸</p> <p>部分的に書きましたが蛭沼線全体も見てください。</p>	<p>【道路河川維持課：TEL 21-2773】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、県に確認しましたところ『側溝と舗装面の段差について、道路パトロール等により状況を把握し、順次、路面補修を行ってまいります。』とのことでありましたので、市といたしましても、引き続き県へ要望してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：道路河川維持課：TEL 21-2773〕</p>
27	参加者 (蔵井)	<p>【山下橋水位計のカメラの動作状況、水位計の修復計画について】</p> <p>永野川、山下橋の水位計についてですが、今現在、山下橋のところにカメラがついているが、そのカメラによって水位を確認しているのかどうか。以前あった水位計というのは破損したままですが、これは修復する計画というのはないのでしょうか。</p>	<p>【危機管理監】</p> <p>水位計についてですが、水位計は山下橋、大平橋、永和橋についてあります。カメラがついているのは大平橋で、山下橋の方にはカメラはついておりません。カメラに見える部分は、おそらく水位計の部品であるかと思いますが、あくまでも大平地区においては大平橋上のカメラのみであり、こちらは動いております。</p> <p>破損した水位計は国の方で管理をしておりますので、早急に、今一度確認をしたいと思っております。</p>	<p>【担当課：危機管理課：TEL 21-2551】</p> <p>山下橋には栃木ケーブルテレビがライブカメラを設置しており、こちらは水位計測ではなく、河川の様子を監視しているものです。</p> <p>また、同箇所国が設置している水位計については、現在、正常に稼働しております。</p>
28		<p>【諏訪橋の建替えの進捗状況について】</p> <p>山下橋上流の諏訪橋の建て替えの件について、計画ですと復旧工事が、令和3年に実施する予定と聞いておりますが、進捗状況はどのようなになっているのか、お聞かせください。この橋は大平中の生徒とか栃木市内に通う高校生の通学路となっており、早く通行できるように働きかけていただきたい</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>諏訪橋の架け替えの件でございますが、永野川の災害復旧の全体として、ほかの整備と併せて行っているところでございます。</p> <p>現在の状況についてでございますが、今年度は、架け替えの設計を行いまして、令和4年度に着手するということですので、全体として、県の方で計画通り行っているところでございます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：道路河川維持課：TEL21-2773〕</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
29	参加者 (西野田第一)	<p>【交通事故防止について、運転する大人のモラルをどう高めていくか】 交通事故についてお尋ねしたいと思います。最近、学童の列に車が突っ込むという、痛ましい事故が発生しました。こういった事故は、どこで起きるかわからない。 大平町の場合、東地区は農道が子供たちの通学路になっており、農道は車がとばすので、危ないといつも感じている。警察が交通安全の出前授業をやっているの、子供たちは気を付けているのですが、肝心の運転する大人がモラルに欠けている。大人たちの交通モラルをどう高めていくかを、警察と行政と、あるいは教育委員会、あるいは保育園を管轄する課、そういうところがみんな一緒に、国民会議、あるいは市民会議などの大きなくりで、みんなが意見を出し合って、その頂点に誰かが立って、進めていかなければ、大人のモラルの話もできない。 法律を厳罰化するから、事故がなくなる、そういう段階ではない。厳罰には限りがある。どう大人にモラルを植え付けるか、それは私たちも含めて、どこかでみんなで考えなければならない、そういうことを、担当の方が何処かで、声を大にして言って、子供を守っていただきたい。</p>	<p>【生活環境部長】 交通事故防止については、モラルの問題が大きく、私たち大人も子供のころから、交通安全に関しては学んできています。そして、車の免許を取るとき、講習の時に、必ず講習を受けている訳ですが、それにもかかわらず、今回の八街のような事故が起こってしまうというのは、本当に残念なことだと思います。 規制するばかりでは効果がないのかもしれないという話もありましたが、いずれにしても、交通安全に関しましては、引き続き、地道な啓発を続けてまいりたいと考えております。</p> <p>【市長】 交通事故を0にするという運動を、安全協会を始め、市でも行っておりますが、それでも、今回のような痛ましい事故が無くならないという事実があるわけでございます。 「止まってくれない栃木県」として問題になってはいますが、栃木市市役所全体で、交通ルールをしっかりと守るように、私も職員に指示いたしました。 ゆとりを持つ、そして歩行者を守る、みんなが思いやりの気持ちを持てば、八街市の事故のような痛ましい事故がなくなるのではないかと考えておりますので、今後とも、行政、警察、そして交通安全協会等とも、一緒に力を合わせながら、交通事故を無くすために、みんなで努力してまいりたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：交通防犯課：TEL 21-2151、2152】</p>
30	参加者 (榎本荒町)	<p>【自治会長のあり方について】 自治会長はどんな人がやったらいいの。榎本の例でいえば、高齢者ばかりで、75になって自治会長、80になって自治会長。自治会の公民館で話し合っても、大喧嘩になる。 行政の方からはなかなか難しいと思いますが、何か基準等を考えていただいて、例えば自治会長の年齢は何歳くらいまでなど、自治会長のあり方というのを、行政の立場から考えていただきたい。要望なので、回答は結構です。</p>	<p>【要望のため回答せず】</p>	<p>【地域政策課：TEL 0282-21-2331】 一般的に自治会長という役職は、年齢にかかわらず、自治会内で適任と思われる方に担っていただくことが好ましいと思われまますので、その判断は自治会員の皆様において判断していただくこととなります。 今後の自治会活動において、自治会員の良好なコミュニティを保ちつつ、スムーズな自治会運営を行うためには、やはり自治会内での話し合いが重要と思われまます。 特に、役員選出の際は、当人の健康状態等に配慮しながら、話し合いの上、選出されることが望ましいと考えております。</p>
31	参加者 (榎本荒町)	<p>【横断歩道では自転車から降りることを学生に教えてほしい】 栃木県は横断歩道で車が止まらないと言われてはいますが、時折、中学生を見ていると、横断歩道を自転車に乗って通っている。自転車に乗って通っちゃダメですよ、降りて転がして渡らないと。自転車だろうと歩いて渡るのが歩道なので。自転車を跨いでいるときは車両だと、そういう細かいところを、大人もやっていますけれど、特に学生には教えていただきたい。こういった細かいところを、交通安全では教えていただきたい。回答は結構です。行政の方でいろいろ考えていただきたい。</p>	<p>【要望のため回答せず】</p>	<p>【担当課：学校教育課：TEL 21-2293】 各中学校においては、交通安全教室や日々の登下校指導の中で、横断歩道上の適切な乗り方を含めた交通指導を行っているところではありますが、生徒一人一人が今以上に自分の判断で安全な行動をとることができるよう、今後も警察などの関係機関と連携を図りながら、継続的に指導をしていきたいと思ひます。</p>
32	参加者 (西水代)	<p>【ワクチン接種の今後の予定について】 本日の資料に7月までの今後の予定として、60歳から64歳の方へのワクチン接種券の発行と書いてありますが、それ以下の若い人まで含めて、栃木市がワクチン接種を無事、完了宣言を出せるのがいつ頃を目標にしているのかをお伺いしたい。</p>	<p>【保健福祉部長】 現在、65歳以上の高齢者の方、市内で約9割の方がご予約は済んでおります。希望される方については7月中には、ほぼ完了する予定で、その後64歳以下の方に入っていきます。現在基礎疾患がある方、高齢者施設等従事者の方には、接種券を先行して送付するという事で、申し込みをいただいております、7月の中旬には接種券を送付する予定です。 その後、7月の下旬を目標に、59歳以下の方については、接種券を一斉に送付する予定です。今後の予定につきましては、7月11日の新聞折り込みチラシで、今後の予定についてご案内をさせていただいております。国の方で、現在ワクチンの供給について、ちょっと不透明なところがありますが、ワクチンの供給状況を見ながら、できる限り迅速に進めていきたいと思ひます。 ワクチン接種の完了時期については、国は、11月には終了という事で謳ってございます。本市につきましても、11月を目途に終了ができればと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：健康増進課：TEL 25-3512】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
33	参加者 (真弓)	<p>【永野川の災害復旧の状況、市街地からの雨水対策について】 平成27年に関東東北豪雨があり、栃木市内から流れてくる、用排水路の流末が真弓地区に流れてきました。50年間、隔年～4年ぐらいの頻度で、大水があり、その都度改良をしてきた訳です。 今回は千部橋まで改良が実施されることになるのですが、その上流の山下橋、いつまでに河川工事が完了するか、現在設計段階かということは分かっておりますが、報告がてらに、市の執行部の方に説明をお願いいたします。 それと同時に、真弓の排水機場の予算組が平成29年になったわけですが、栃木市内の巴波川下流の水、市街地の雨水を、杣井木川流域220haに排水計画を策定ということで、年度末に完成する予定という、栃木市の発表がありました。この3年間、栃木市の方から何の話もされていない。同時に、下流の杣井木川が増水すると、下流の約50haが冠水するので、その田んぼダムを何とかやってくれよという話を突き付けられまして、令和2年度に40ha、令和3年に50ha、約100haを小山市の予算で、これは対応しろということで、既に50ha近くは完成している。川連などは、結局住宅地からの水が、農業用水に入ってくる。それを土地改良で何とかしろと言われても止められない。その辺りを含めた対応をしていかないと、どんどんこれから人口が減り、財政的に困難になる。</p>	<p>【都市建設部長】 永野川の災害復旧につきまして、まずは、県の災害復旧事業についてですが、令和元年から始まり、令和5年中の完成を予定しております。こちらの工事が終われば、令和元年度東日本台風、19号と同等の雨が降っても、河川から越水しないということで、順次進めているところでございます。 また、杣井木川のところの調査と、その後の対応についてでございますが、それに関しましても、平成27年の東日本豪雨等があった、進めているところでございましたが、令和元年度の台風により、それまで想定していた水量を超える水量が来てしまったという事もありますので、さらに見直しを図っていこうと思っております。 ご存じのことかと思いますが、流域治水という考えで、上流から下流まで、あらゆる力を合わせていきたいと思っておりますので、今後どのようにしていくのかということを含め、検討してまいりたいと思っております。</p> <p>【市長】 栃木市の水の流れは、上流の西方、そして寺尾、ここで降った雨がやがて巴波川永野川に入り、最後には藤岡に来ます。上で降った雨が、最終的には全部藤岡に、渡良瀬川に入るということになるので、一部だけ対策をとっても意味がない。上流でできること、下流でできることというのを、一括して現在やっております。上流では田んぼダムの整備を進める。そして土地改良区域内の調整池などの容量を増やす。また、街の中に今何カ所か調整池を作っております。 渡良瀬遊水地においては、前回の台風19号では、95%、ほぼ満杯になりました。その貯水量をもっと高めてほしいということで、4市2町の首長で、国に要望しております。正に流域治水の考えで、一括して水を治めるということ、現在上から下までやっておりますので、是非ご協力いただければと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：治水対策室：TEL21-2785〕</p>
34	参加者 (西野田)	<p>【給食費の無償化についての意見】 給食費を無料にするという問題、新聞にも取り上げられましたが、結局のところ、今年度から一部無償という事で、踏み切ることだが、そもそも給食費は払うものではないのか。 給食費無償化に対しては、よく教育支援と言われるが、生活支援だと私は思います。生活支援というのは、生活に困っている人のための支援。一部の学年という事ですが、一律に免除してしまえば、本当に支援が必要なところに支援が出来なくなる、そういった問題が出てくるのではと思います。 議会で承認されたということなので、民主主義に基づいた決定だと思いますが、民主主義というのは、民主、民が主役ですから、市民一人一人が主役になれる力があるからこそ、成り立つものだと思います。給食費をタダにしろ、それで主役になれるのかなと思います。 もう執行されるということですが、その効果はきちんと検証し、市民に報告をして欲しい。給食の負担を少なくしたおかげで、成績が上がるとか、食べるありがたみを知ったとか、そういう効果があったのか。やりっぱなしは許されないと思うので、よろしくお願いいたします。</p>	<p>【市長】 色々なご意見があるかと思いますが、少しでも保護者の負担を軽くして、安心して子供を産み、育ててほしいという思いがあります。 お子さんがいる保護者を対象にアンケート調査もいたしました。子育てには、やはりお金がかかる、経済的負担が大きいというのが、一番の回答でございました。そういった意味では、少しでも負担を少なくしてさしあげるということも、行政の大きな役目の一つであると思っております。私も公約として掲げさせていただきまして、何らかの形で実現をさせたいという事で、議会と議論をまいりました。 台風災害やコロナ禍の影響により、全ての児童生徒の給食費無償化というのは、今の状況では難しいため、小学6年生と中学3年生の給食費を無償化とさせていただきます。 小学6年生は中学校への進学準備として、自転車や制服の購入等の負担がございます。そして、中学3年生が高校に上がる時にも、同様の準備が必要でありますので、議会の中で議論をいたしまして、一番負担が多い学年にしたらどうかという事で、小学6年生と中学3年生を無料にとの判断をいたしました。 今後につきましては、以上の取組みを行ったことで、保護者の方たちの生活にどういった変化が生じたかなど、検証をしながら、今後を見据えていきたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：保健給食課：TEL 21-2480〕</p>